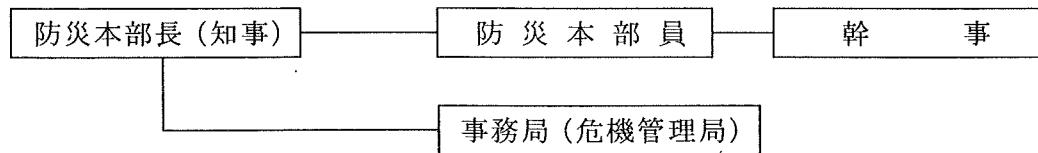


## 第2章 防 災 組 織

### 第1節 組 織

特別防災区域の防災組織としては、防災の第一次的責任を有する企業自らの自衛防災組織等と、公設消防機関を中心とする行政機関の防災組織がある。

更に、防災に関し総合的な計画の作成及び災害が発生した場合国、県、市、町、企業、その他防災関係機関の総合的な連絡調整を図る徳島県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）があり、また、緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要がある場合には、徳島県石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地防災本部」という。）を置く。本部長（知事）に事故ある時は、政策監、危機管理局長の順位により、その職務を代理する。



防災本部を構成する防災関係機関及び関係企業等は次のとおりである。

#### 1. 特定地方行政機関

- 四国管区警察局
- 四国経済産業局
- 中国四国産業保安監督部四国支部
- 四国地方整備局(小松島港湾・空港整備事務所)
- 徳島海上保安部
- 徳島労働局
- 四国地方整備局徳島河川国道事務所

#### 2. 自 衛 隊

- 陸上自衛隊第14旅団第15普通科連隊

#### 3. 県 警 察 本 部

#### 4. 県

- 危機管理局
- 企画総務部
- 県民環境部
- 保健福祉部
- 商工労働部
- 農林水産部

県 土 整 備 部  
南 部 総 合 県 民 局  
企 業 局  
5. 阿 南 市

#### 6. 阿 南 市 消 防 本 部

#### 7. 関 係 企 業

四 国 電 力 株 式 会 社 阿 南 発 電 所  
日本電工株式会社徳島工場

#### 8. そ の 他

県 教 育 委 員 会  
日本放送協会徳島放送局  
四国放送株式会社  
徳 島 新 聞 社  
西日本電信電話株式会社徳島支店  
日本赤十字社徳島県支部  
徳島県医師会（阿南市医師会）

### 第2節 防災業務の大綱

#### 1. 防 災 本 部

- 防災本部は次の事務を所掌する。
- イ 石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進すること。
  - ロ 防災に関する調査研究を推進すること。
  - ハ 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
  - ニ 災害が発生した場合において、県、特定地方行政機関、阿南市、関係公共機関、公共的団体、特定事業者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
  - ホ 現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
  - ヘ 災害が発生した場合において、国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。
  - ト その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

#### 2. 現 地 防 災 本 部

##### (1) 設 置

本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると防災本部長が認めるときは阿南市長、阿南市消防本部消防長又は徳島海上保安部長の意見を聞いて設置する。

## (2) 設置場所

阿南市役所とする。

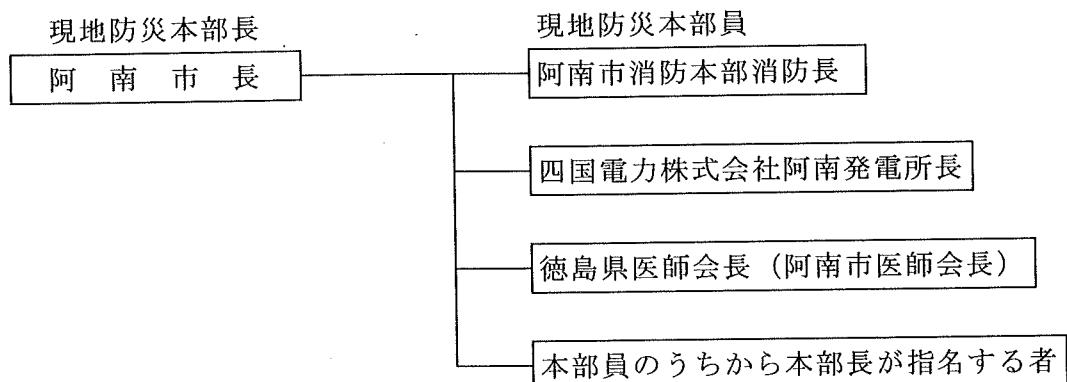
ただし、災害の状況に応じて、本部長が指定する場所を現地防災本部とする事ができる。

## (3) 廃止

本部長は災害の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは現地防災本部長の意見を聞いて廃止する。

## (4) 組織

現地防災本部の組織は、次のとおりとする。



## (5) 所掌事務

- イ 災害状況を把握すること。
- ロ 関係機関の活動状況を把握すること。
- ハ 関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整を図ること。
- ニ 災害状況等を防災本部に報告すること。
- ホ その他防災本部が指示すること。

## 3. 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、自ら又は他の防災機関と協同で、特別防災区域の防災対策を実施するとともに自衛隊、特定地方行政機関、県、県警察本部、阿南市及び関係企業の業務が円滑に行われるよう必要な協力、指導、助言を行うものとし、次の業務を担当する。

### (1) 四国管区警察局

- イ 災害発生時における警察官の応援派遣、災害装備資機材の支援に関する事項
- ロ 災害状況の調査、災害情報の収集に関する事項
- ハ 災害発生時における警察通信に関する事項

(2) 四国経済産業局・中国四国産業保安監督部四国支部

- イ 防災資機材の調達、斡旋に関する事項
- ロ 特定事業者に対する防災のための必要な資金の斡旋に関する事項
- ハ 関係企業の保安対策の監督指導に関する事項
- ニ 高圧ガス及び電気施設の保安管理の点検指導に関する事項

(3) 四国地方整備局(小松島港湾・空港整備事務所)

- イ 港湾施設の整備と防災管理に関する事項
- ロ 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策及びその指導に関する事項
- ハ 海上の流出油に対する防除措置に関する事項
- ニ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関する事項

(4) 徳島海上保安部

- イ 海上の油火災、排出油等の海上消防及び防除の実施並びに指導に関する事項
- ロ 航行船舶及び在港船舶の安全確保に関する事項

(5) 徳島労働局

工場、事業場における労働災害の防止に関する事項

(6) 四国地方整備局徳島河川国道事務所

- イ 公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- ロ 被災公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- ハ 国道の維持管理に関する事項

4. 自衛隊

災害派遣出動による救助活動

5. 県警察本部

県警察本部は、治安の維持と住民の安全を図るため次の警備措置を講ずる。

- イ 災害情報の収集並びに広報に関する事項
- ロ 人命救助に関する事項
- ハ 避難措置に関する事項
- ニ 犯罪の予防に関する事項
- ホ 交通秩序の確保に関する事項

6. 県

県は、防災機関及び関係企業の協力を得て、特別防災区域の防災計画の実施を推進するとともに防災関係機関及び関係企業の協力を得て、特別防災区域の防災計画の実施を推進するとともに、防災対策が有効かつ適切に行われるよう阿南市及び関係企業に対

し、指導、助言、その他必要な措置を講ずるものとし、次の業務を担当する。

- イ 災害情報の収集伝達に関する事項
- ロ 自衛隊災害派遣の要請に関する事項
- ハ 消防庁への応援要請に関する事項
- ニ 応援体制の総合調整に関する事項
- ホ 防災資機材の整備に関する事項
- ヘ 危険物の規制の指導に関する事項
- ト 高圧ガス保安管理の指導監督に関する事項
- チ 高圧ガスの保安教育訓練の徹底及び指導に関する事項

## 7. 阿南市、阿南市消防本部

阿南市及び阿南市消防本部は防災関係機関並びに関係企業の協力を得て、ここに定める防災計画に基づきこれを実施するとともに関係企業に対し指示指導その他必要な措置を講ずるものとし、次の業務を担当する。

- イ 災害情報の収集伝達に関する事項
- ロ 地域住民の避難措置に関する事項
- ハ 危険物及び高圧ガス火災の防御に関する事項
- ニ 防災資機材の整備に関する事項
- ホ 危険物の規制及び指導監督に関する事項
- ヘ 係留船舶の火災の防御及び漏油の拡散防止に関する事項
- ト 関係企業の自衛防災組織の育成指導に関する事項

## 8. 関 係 企 業

関係企業は、法令並びに県及び阿南市の防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たすとともに防災に寄与するよう努めなければならない。

また、特定事業所は、自衛防災組織、災害の予防及び応急対策についての防災規程を定め、防災体制を確立し、自主的に防災に努めるとともに他の企業と連携して防災対策を実施する。

- (1) 事業所別自衛防災組織の編成  
(防災規程・・・・資料12、13を参照)
- (2) 自衛防災組織の業務

自衛防災組織は、特定事業所の総合的な防災組織である。その業務は特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務のすべてである。

また、特定事業所における「災害」とは、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第2条第3号に規定するように、特定事業所におけるすべての災害を意味し、特定の種類の災害に限られるものではない。

防災組織の整備にあたっては、次の事項に留意する。

- イ 組織の編成及び所掌事務を明らかにする。
- ロ 責任体制、指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置する。

- ハ 夜間、休日等の連絡出動体制に留意する。
- ニ 事故災害等の様態に応じた応急装置を定めておく。
- ホ 従業員等に周知徹底する。

#### 9. その 他

日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社は、災害の様態に応じ適宜、適切な災害広報を実施するものとし、災害時又は災害の発生が予想される場合に県、その他関係防災機関からの災害の通報事項に対しては、臨機の措置を講じて一般に周知徹底を図る。